

令和6年度 第三回市有地売払い実施要領

第1 趣旨

この要領は、島田市（以下「市」という。）が実施する一般競争入札による市有地の売払いに参加しようとする者が守らなければならない事項を定めます。

第2 売却物件

(1) 売却物件は以下のとおりです。物件の詳細については物件調書をご覧ください。

入札 番号	入札対象財産の所在地	地目	公簿 面積 (㎡)	実測 面積 (㎡)	参考価格 (円)
1	島田市本通五丁目3番6	宅地	17.11	17.11	26,070,000
	島田市本通五丁目3番7	宅地	220.92	220.92	
	島田市本通六丁目7867番1	宅地	38.61	—	
	島田市本通六丁目7868番1	宅地	249.74	—	

※現状有姿での引渡しとなります。売却物件内の構造物等（樹木、杭、その他残存物等）は、落札者により処理をしてください。

※売却物件内の壁や杭等の位置が隣接地との境界と異なる場合がありますので地積測量図等で確認してください。

※本通六丁目7867番1及び同字7868番1については、座標値による境界点の復元はできません。

※本通六丁目7867番1について法務局備付けの地積測量図はありません。

※参考価格は入札金額の目安であり、入札による売却予定価格を示したものではありません。

第3 入札参加資格

個人又は法人とします。ただし、次に掲げる者は入札参加の申込みを行うことができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者

(2) 本市の職員であって、公有財産に関する事務に従事する者

(3) 市において、次のアからエのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 売却物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 売却物件を、暴力団又は、無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所若しくは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供しようとする者

第4 入札参加申込み

本入札へ申し込む者は、物件調書のほか現地を確認のうえ、次の方法により申し込みを行ってください。

(1) 受付期間

令和6年12月16日(月)から令和7年1月15日(水)まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1（電話：0547-36-7124）
島田市行政経営部資産活用課（本庁舎3階）

(4) 申込方法

入札を申し込む者は、以下の書類を上記受付場所へ直接持参又は郵送（書留郵便にて期限内に受付場所へ必着）により提出してください。ファクシミリによる申し込みは受け付けません。参加申込書の提出がない場合は、入札に参加できません。

ア 一般競争入札（市有地売却）参加申込書

イ 誓約書

ウ 住民票抄本1通（法人の場合は法人登記簿謄本1通）

※発行後3ヶ月以内の証明書を提出してください。

エ 共同参加申出書兼持分内訳書（単独での申込みの場合は不要です。）

※連名で申し込む場合に必要となる書類で、上記イ、ウ及びエについて共同参加者全員分の添付が必要です。

オ 印鑑証明書

カ 入札保証金返還請求書

第5 入札保証金

入札参加申込書を受理後、納入通知書を発行しますので、下記金額を市が指定する期日（入札受付前）までに、市が指定する金融機関に納付した上で、納付済みの納入通知書兼領収書原本を入札当日に持参してください。

入札番号	金額（円）
1	1,303,500

2 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

第6 入札

本入札に参加できる者（以下「入札者」という。）は、あらかじめ本入札への参加を申し込んだ者又はその代理人のみです。

(1) 入札執行日

令和7年1月30日（木）

(2) 入札開始時間

午後2時30分

(3) 入札会場

島田市中央町1番の1 島田市役所 本庁舎3階 会議室304

(4) 持参書類等

ア 入札書（封かんしたもの）

イ 委任状（代理人が入札する場合）

ウ 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は、委任状の代理人使用印欄に押印されているものと同じ印鑑）

エ 身分を証明するもの（代理人が入札を行う場合）

オ 入札保証金納入通知書兼領収書（原本）

※市の発行した入札保証金納入通知書兼領収書（金融機関等の領収印が押印されたもの）

(5) 入札書の提出

ア 入札書は、所定の入札書により、本人又はその代理人が出頭して封印の上、提出してください。

イ 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入の上、押印してください。

ウ 記入にあたっては、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

エ 金額には算用数字を使用してください。

オ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

カ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 入札の無効事由

次のいずれかに該当する者の入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者
- イ 入札金額その他の事項につき認知できない記載をした者
- ウ 談合その他不正の行為により入札を行ったと認める者
- エ 同一事項につき金額の異なった2以上の入札をした者
- オ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- カ 2以上の入札者の代理人となって入札した者
- キ アからカに定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をした者

(7) 開札

開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに入札者を立ち合わせて行います。ただし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。

(8) 落札者の決定

- ア 入札者のうち、予定価格以上、かつ、最高金額の入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決めます。
- イ 開札の結果、入札書記載の最高価格が予定価格に達しない場合は、再入札をするものとします。再入札の結果、最高価格と予定価格の差が小額(予定価格の5%相当額)のときは、最高価格を提示した者の希望により再入札をし、予定価格を超えれば随意契約に移行するものとします。なお、無効とされた入札を行った入札者は、再入札することはできません。

(9) 入札保証金の返還

- ア 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には第4(4)カにより提出された請求書に記載の口座へ、入札日から30日以内に口座振込みにて返還します。
- イ 落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申し出により第8(2)に規定する契約保証金の一部に充当することができます。なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

第7 契約の締結

- (1) 市から落札者に対して、後日速やかに落札決定通知書を交付します。
- (2) 落札者は、決定の通知を受けた日から14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)に市の定めた売買契約書により、契約をしなければなりません。
- (3) 契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、落札者の実印を用いることとします。
- (4) 契約締結の際には、契約書に貼付する収入印紙が必要となります。
- (5) 落札者が(2)で定めた期間内に契約を締結しない場合は、落札の決定は無効となります。

第8 契約保証金

- (1) 落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として売買代金の100分の10

以上に相当する金額（円未満の端数を切上げた額）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

- (2) 契約保証金は売買代金完納後30日以内に落札者に返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金には、納付した日からその返還を受ける日までの期間について利息を付さないものとします。

第9 売買代金の支払い

- (1) 売買契約を締結した者は、契約締結日から30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）で市が指定する期日までに、売買代金（第8(2)により契約保証金を充当する場合は、売買代金の額から契約保証金の額を控除した金額。以下同じ。）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。ただし、契約者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると市が認めた場合は、遅延違約金を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。
- (2) 遅延違約金は、市が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、遅延日数1日につき納付すべき金額の1000分の1に相当する額となります。

第10 契約の解除

- (1) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、市は契約を解除することができます。
- ア 契約者が第9(1)の売買代金を納付しない場合
 - イ 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
 - ウ その他、法令等又は契約に違反した場合
- (2) (1)の場合、契約保証金は市に帰属し、契約者には返還されません。

第11 所有権移転登記と公租公課

- (1) 所有権移転登記手続は、売買代金の完納後、市が行います。
- (2) 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、契約者の負担とします。

第12 契約不適合責任

契約者は、契約締結後、当該物件に実測面積の相違、地中埋設物の存在などの瑕疵があり、契約に適合しないとしても履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

第13 入札結果の公表

- (1) 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を公表するとともに、一定期間、島田市のホームページに公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合には、落札者は「個人」と表示します。
- (2) 島田市情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。



この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

物 件 調 書

入札番号	1				
所在	公簿地目	現況地目	公簿地積(㎡)	実測地積(㎡)	
島田市本通五丁目3番6	宅地	宅地	17.11	17.11	
島田市本通五丁目3番7	宅地	宅地	220.92	220.92	
島田市本通六丁目7867番1	宅地	宅地	38.61	－	
島田市本通六丁目7868番1	宅地	宅地	249.74	－	
合 計			526.38	－	
参考価格			26,070,000円		

法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き区域			
	用途地域	商業地域			
	建ぺい率	80%			
	容積率	400%			
	防火指定	準防火地域			
	その他	地区計画(中央第三地区計画)区域内(本通五丁目3番6・3番7)			
道路の状況	県道島田吉田線:幅員約18mに接道				
供給処理施設の状況	電 気	引込可 【問合せ先】中部電力パワーグリッド(株)島田営業所		電話:0120－977-522	
	水 道	引込可 【問合せ先】島田市都市基盤部水道課		電話:0547－46－4130	
	下水道	公共ます設置済 【問合せ先】島田市都市基盤部下水道課		電話:0547－36－7183	
	ガ ス	引込可 【問合せ先】島田瓦斯株式会社		電話:0547－36－3900	
交通機関	JR東海	島田駅	南西	約0.50km	直線距離
公共施設	市役所	島田市役所本庁舎	北西	約0.44km	直線距離
	小学校	島田市立島田第三小学校	南	約0.66km	直線距離
	中学校	島田市立島田第二中学校	北北西	約1.32m	直線距離
	病 院	島田市立総合医療センター	北北東	約1.47km	直線距離
その他	○都市計画施設:都市計画道路3・4・17 本通り線(当該地箇所は概成済み) ○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出(都市計画道路の区域を含む200㎡以上の土地を有償譲渡する場合) ○都市計画法53条申請(都市計画道路の区域内に建築物を新築する場合) ○景観法に基づく届出(15m、又は延床面積1,000㎡を超える建築物の新築、工作物の新設の場合) ○本土地は浸水想定区域0.5m未満に指定されています。 ○水道埋設管について、本通五丁目市有地にはなく、本通六丁目市有地には既設給水管φ13mmが埋設されています。 ○本通六丁目市有地に接道する歩道にはアーケードがあり、撤去する場合には島田市商店街連合会との協議が必要です。				



※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

市有地売払い一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

島田市長

下記財産の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

1 物件の表示

入札 番号	所在地番	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
1	島田市本通五丁目 3 番 6	宅地	17.11	17.11
	島田市本通五丁目 3 番 7	宅地	220.92	220.92
	島田市本通六丁目 7867 番 1	宅地	38.61	—
	島田市本通六丁目 7868 番 1	宅地	249.74	—

2 参加申込者

住所（所在地）	
商号又は名称	
氏 名 (法人名及び代表者名)	印
電話番号	

※実印で押印してください。

3 担当者連絡先

担当部署	
担当者氏名	
住所（所在地）	
電話番号	

※申込人の住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書、法人の場合は法人登記簿謄本）を必ず添付してください。

※申込書は直接持参若しくは書留郵便による郵送（期日までに提出場所へ必着）にて提出してください。

誓約書

☐ 私

☐ 当社又は当団体

は、令和 年 月 日に執行される一般競争入札による市有地売払い
申込みにあたり、下記 1 ～ 3 の事項を誓約します。

- 1 市有地売払い実施要領第 3 には該当しません。
- 2 市有地売払い実施要領、物件調書、市有財産売買契約書（案）及びそ
の他法令上の規制等を全て承知のうえ、現況により買受けることを承諾
します。
- 3 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不
利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

島田市長

住所（所在地）

氏 名
（名称・代表者）

印

共同参加申出書兼持分内訳書

令和 年 月 日

島田市長

島田市が行う一般競争入札に下記の内容で共同して参加することを申し出ます。この入札に係る手続きは代表者に委任し、代表者名で行うことを申し出ます。

1 物件の表示

入札 番号	所在地番	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
1	島田市本通五丁目 3 番 6	宅地	17.11	17.11
	島田市本通五丁目 3 番 7	宅地	220.92	220.92
	島田市本通六丁目 7867 番 1	宅地	38.61	—
	島田市本通六丁目 7868 番 1	宅地	249.74	—

2 共同入札参加者及び落札後の持分

代表者	氏名 印	持分
	住所 電話	

共同 入札者	氏名 印	持分
	住所 電話	
共同 入札者	氏名 印	持分
	住所 電話	
共同 入札者	氏名 印	持分
	住所 電話	

入札保証金返還請求書

金 1,303,500 円

- 1 入札名 令和6年度 第三回市有地売払い一般競争入札
- 2 入札番号 1
- 3 物件所在地 島田市 本通五丁目、六丁目 地内
- 4 参考価格 金 26,070,000 円
- 5 入札保証金の額 金 1,303,500 円
- 6 請求可能額 金 1,303,500 円

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

島田市長 染谷絹代 様

住 所
入札参加者 商号又は名称
氏 名

⑨

振込先取引銀行名

口座種別

口座番号

記入例

入札保証金返還請求書

金 〇〇〇,〇〇〇 円

- 1 入札名 令和●年度 市有地売払い一般競争入札
- 2 入札番号 1
- 3 物件所在地 島田市 ●● 地内
- 4 参考価格 金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
- 5 契約保証金の額 金 〇〇〇,〇〇〇 円
- 6 請求可能額 金 〇〇〇,〇〇〇 円

上記のとおり請求します。

入札日以降の
請求日を記入

令和 年 月 日

島田市長 染谷絹代 様

入札者の住所・氏名を記載、押印
法人の場合、事業所名を記載

住所 島田市●●町●番地の●
入札参加者 商号又は名称 株式会社●●●●
氏 名 代表取締役 島田 一郎 (印)

振込先取引銀行名 島田銀行
口座種別 普通
口座番号 1 2 3 4 5 6

返還振込先の金融機関名、口座種別、
口座番号を記載

入 札 書

令和 6 年度 第三回市有地売却実施要領記載事項を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	十	円
	¥									
入札 番号	所在地番				地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)			
1	島田市本通五丁目 3 番 6				宅地	17.11	17.11			
	島田市本通五丁目 3 番 7				宅地	220.92	220.92			
	島田市本通六丁目 7867 番 1				宅地	38.61	—			
	島田市本通六丁目 7868 番 1				宅地	249.74	—			

令和 年 月 日

島田市長

入札者 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

代理人 住 所

氏 名

印

(代理人使用印)

(注 1) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具で記入しないでください。

(注 2) 代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名（印は不要）を記入のうえ、
代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

(注 3) 入札金額の訂正はしないでください。

記入例

入札書

市有地売却実施要領記載事項を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

		入札金額を記載								
		記								
入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	十	円
	¥									
入札番号	所在地番				地目	公簿面積 (㎡)		実測面積 (㎡)		
	島田市									

令和 ●年 ●月 ●日 入札年月日を記入

島田市長

入札者の住所・氏名を記載、押印
(法人の場合、事業所名を記載)

入札者 住 所 島田市●●町●番地の●

(所在地) 株式会社●●●●

氏 名 代表取締役 島田 一郎 印

(法人名及び代表者名)

代理人の場合、代理人の住所・
氏名を記載し、代理人の印を
押印

代理人 住 所 ●●市●●町●番地の●

氏 名 島田 三郎

印

(代理人使用印)

(注1) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具で記入しないでください。

(注2) 代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名(印は不要)を記入のうえ、
代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

(注3) 入札金額の訂正はしないでください。

委任状

私は、
を代理人と定め、令和 年 月 日に執行される下記物件
売払いの一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 物件の表示

入札 番号	所在地番	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
1	島田市本通五丁目 3 番 6	宅地	17.11	17.11
	島田市本通五丁目 3 番 7	宅地	220.92	220.92
	島田市本通六丁目 7867 番 1	宅地	38.61	—
	島田市本通六丁目 7868 番 1	宅地	249.74	—

2 代理人（受任者）

住 所

氏 名

年 月 日

島田市長

申込者 住所
(委任者)

氏名

印

代理人使用印

(注1) 委任状は、入札当日に必要となります。

(注2) 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。入札の際、
代理人は、必ずその印鑑を使用しなければなりません。

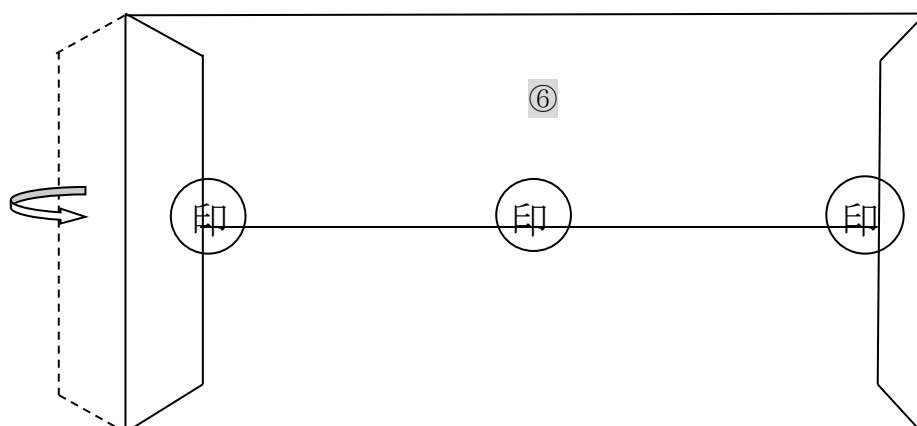
【入札書用封筒記入例】

「表」

入札番号	①		
令和	②	年度	
市有地（島田市	③	番	）の売払い
入札書			
住所	④		
氏名	④		
代理人住所・氏名	⑤		

- ①入札番号を記入して下さい。
- ②年度を記入してください。
- ③入札する市有財産の所在地番を記入してください。
- ④参加者の住所・氏名（法人の場合、事業所名及び代表者名）を記載してください。
- ⑤代理人の場合は、参加者の住所・氏名（法人の場合事業所名も記載）及び代理人の住所・氏名を併記してください。

「裏」



- ⑥入札書を封筒に入れ、封かんし、封印してください。（3箇所を封印）
※代理人の場合は、代理人の印で封印してください。

市有財産売買契約書（案）

売出人島田市（以下「甲」という。）と、買受人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により、市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの一切を含む。以下「当該物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

区分	所在	地番	地目	地積（㎡）
土地	島田市●●	▼▼番▽▽	□□	〇〇.〇〇

2 当該物件のうち、土地の面積は公簿面積によるものとする。

（売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金●●●●円とする。

2 乙は、実測面積の減に伴う売買代金の減額を甲に対して請求することができない。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金●円を甲に納付しなければならない。

2 乙は、前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金●円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

4 契約保証金には、利子を付さない。

5 乙が次条第1項に規定する義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付方法等）

第5条 乙は、売買代金（前条第3項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和●年●月●日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 乙は、前項に定める納期限までに売買代金を納入しなかったときは、その納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延日数1日につき納付すべき金額の1000分の1に相当する額を、遅延違約金として甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 当該物件の所有権は、乙が売買代金を納付した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他経費は乙の負担とする。

(当該物件の引渡し)

第7条 甲は、前条第1項の規定により当該物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、本契約に関する一切の契約不適合責任を乙に対して負わないものとし、乙は、当該物件が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、契約の解除又は損害賠償を甲に対して請求することができない。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結の時から当該物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減額を請求することができない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、当該物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第13条第2項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、当該物件の所有権を第三者に移転し、又は当該物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は次条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をい

う。以下同じ。)であるとき。

(2) 乙の役員等（乙の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等であるとき。

(3) 乙若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしているとき。

(4) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与しているとき。

(5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 本件物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。

(7) 本件物件を、暴力団又は、無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所若しくは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供したとき。

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（返還金等）

第14条 前条又は法令に基づき、本契約が解除された場合、甲は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金に利息を付さない。

2 前条又は法令に基づき、本契約が解除された場合において、甲は、乙が本契約のために負担した費用を支払わない。ただし、甲の責に帰すべき事由により解除された場合はその限りではない。

3 前条又は法令に基づき、本契約が解除された場合において、甲は、乙が当該物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を支払わない。ただし、甲の責に帰すべき事由により解除された場合はその限りではない。

（乙の原状回復義務）

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに当該物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、当該物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合は、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより当該物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、そ

の損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(分離性)

第19条 本契約の一部が、管轄権を有する裁判所その他の権限ある機関により、法律に反し、又は何人に対しても法的拘束力を持たないとみなされ、又は判断された場合であっても、残部の規定はすべて有効に存続する。

(公租公課の負担責任)

第20条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(合意管轄)

第21条 本契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項の処理)

第22条 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議のうえ処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

(甲) 島田市中心部1番の1

島田市長 染谷 絹代

(乙) 買受人の住所(所在地)

氏名(名称・代表者名)

表題部	(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	0809010009291
地図番号	D7 32-3	筆界特定	余白		
所在	島田市字横井道上		余白		
	島田市本通5丁目		余白		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4928番14	宅地	21	25	4928番9から分筆 〔平成17年8月4日〕	
3番6	宅地	17	11	平成21年11月7日 土地区画整理法による 換地処分 〔平成21年11月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年3月23日 第3715号	原因 平成7年3月10日売買 所有者 島田市中心3番の10 島田市土地開発公社 順位1番の登記を転写 平成17年8月3日受付 第12160号
2	所有権移転	平成21年1月15日 第857号	原因 平成21年1月8日売買 所有者 島田市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月25日
静岡地方法務局藤枝支局

登記官

石橋主安

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D84514 (1/4)

1/1



表題部	(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	0809010029871
地図番号	D7 32-3	筆界特定	余白		
所在	島田市本通五丁目		余白		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番7	宅地	220	92	平成21年11月7日 土地区画整理法による換地処分 他の換地 大川町12番4、大川町10番4、新町通4番1、新田町1番8 〔平成21年11月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成21年1月15日 第857号	原因 平成21年1月8日売買 所有者 島田市 土地区画整理法による換地処分により大川町12番4の土地 順位2番の登記を転写 平成21年11月9日受付 第15344号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月25日
静岡地方法務局藤枝支局

登記官

石橋主安

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D84514 (2/4)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年11月5日	不動産番号	0809000384412
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	島田市字町並			余白	
	島田市本通六丁目			平成16年2月9日変更 平成16年2月9日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町反畝歩	原因及びその日付〔登記の日付〕	
7867番1	畑	⑩	16	余白	
余白	宅地	⑩	16 00	②③昭和30年8月10日地目変更 〔昭和38年12月12日〕	
余白	余白		38 61	③7867番1、4に分筆 〔昭和38年12月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年11月5日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和56年7月2日 第8676号	原因 昭和56年7月1日売買 所有者 島田市中央町1番の1 島 田 市 土 地 開 発 公 社 順位9番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年8月17日 第12810号	原因 平成17年5月5日主たる事務所移転 主たる事務所 島田市中央町3番の10
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年11月5日
2	所有権移転	平成21年8月20日 第11897号	原因 平成21年8月14日売買 所有者 島 田 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月25日
静岡地方務局藤枝支局

登記官

石 橋 主 安

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D84514 (3 / 4)



1 / 1

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年11月5日	不動産番号	0809000384414
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	島田市字町並			余白	
	島田市本通六丁目			平成16年2月9日変更 平成16年2月9日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
7868番	宅地	274	38	余白	
7868番1	余白	249	74	①③7868番1、2、3に分筆 〔昭和42年3月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年11月5日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年7月2日 第8676号	原因 昭和56年7月1日売買 所有者 島田市中央町1番の1 島田市土地開発公社 順位9番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年8月17日 第12810号	原因 平成17年5月5日主たる事務所移転 主たる事務所 島田市中央町3番の10
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年11月5日
2	所有権移転	平成21年8月20日 第11897号	原因 平成21年8月14日売買 所有者 島田市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月25日
静岡地方方法務局藤枝支局

登記官

石橋主安



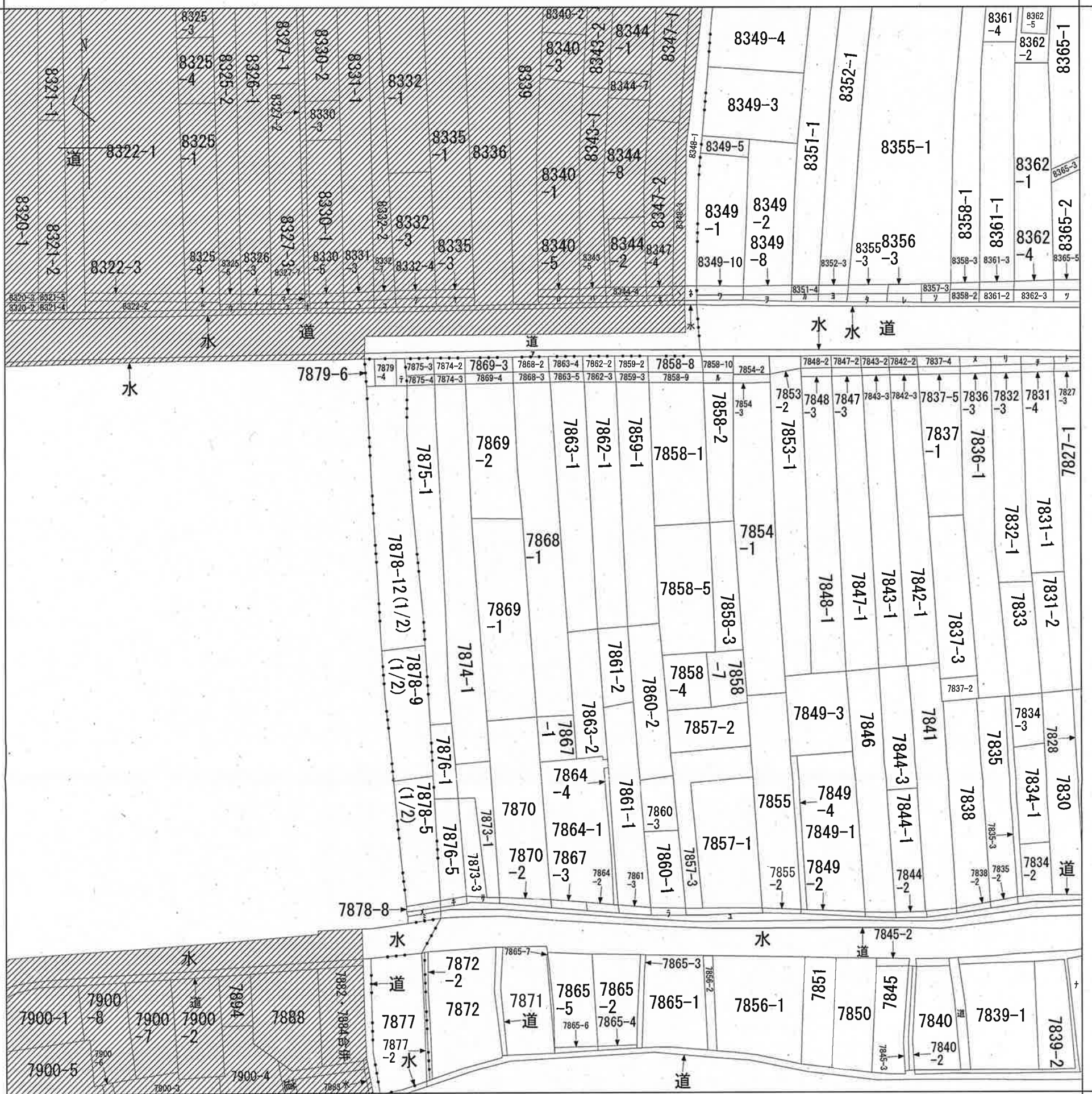
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D84514 (4/4)

1/1

イ 8343-3 ハ 8343-4 ホ 8347-3 ト 7827-2 リ 7832-2 ル 7858-11
ロ 8340-4 ニ 8344-3 ヘ 8348-4 チ 7831-3 ス 7836-2 っつく

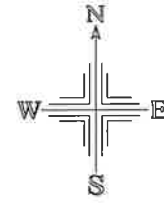
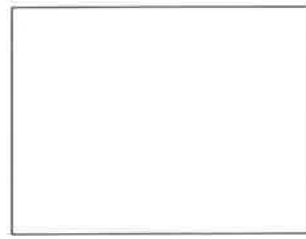


(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	島田市本通六丁目			地番	7868番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日				備付年月日(原図)	補記事項			

ヲ 8349-7
ワ 8349-9
カ 8351-3
ヨ 8352-2
タ 8355-2
レ 8356-2
ソ 8357-2
ツ 8365-4
ネ 8348-2
ナ 7829-7
ラ 7860-5
ム 8325-7
ウ 8325-5
ノ 8326-2
オ 8327-4
ク 8332-5
ヤ 8335-2
マ 8327-5
ケ 8330-4
フ 8331-2
コ 8332-6
エ 8327-6
テ 7875-5
ア 水
サ 7873-2
キ 7876-4
ユ 水
メ 水
ミ 道



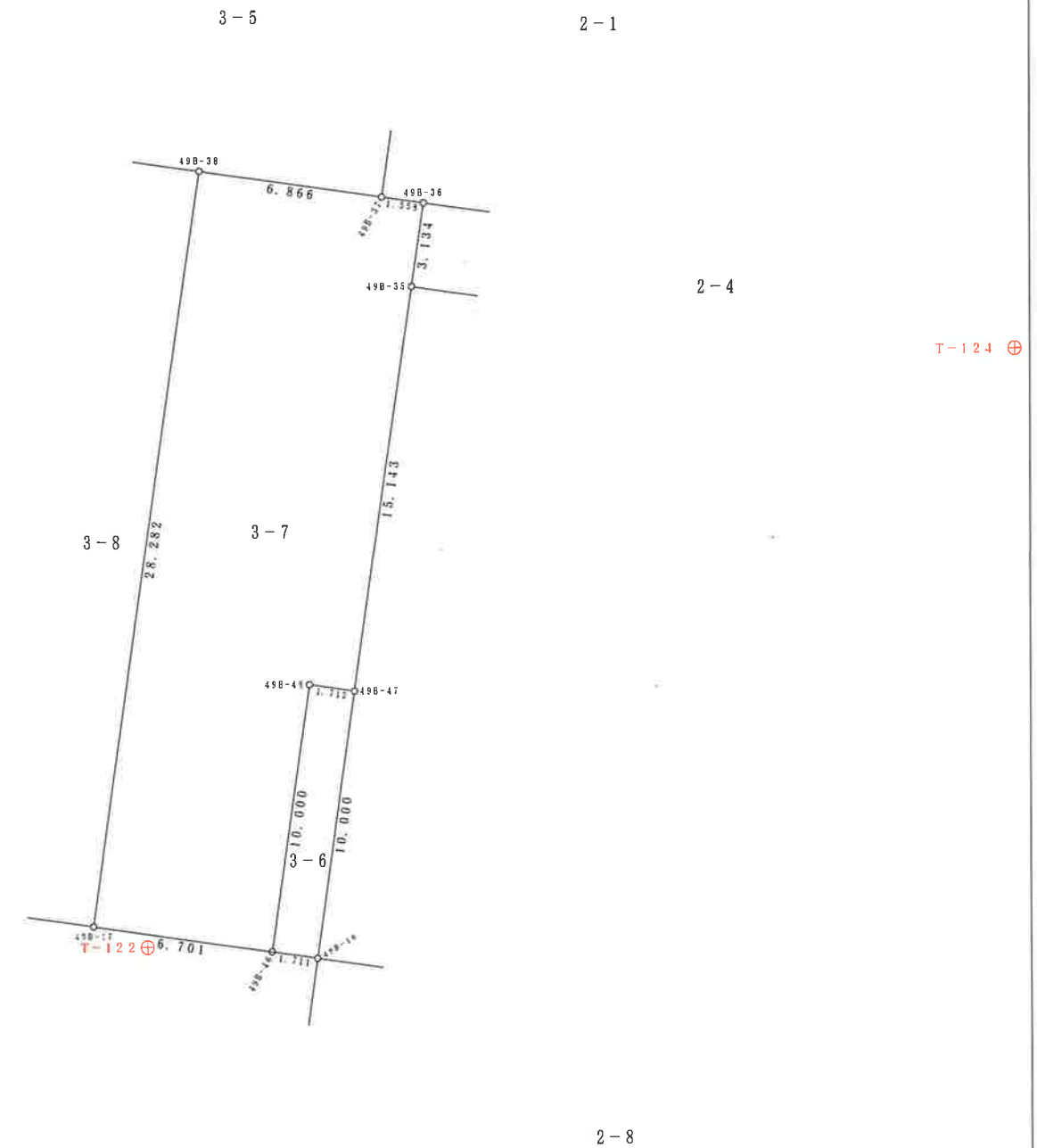
所在	本道五丁目
地番	3-6
登記地目	宅地
登記面積	17.11㎡
計算面積	17.1162035㎡

所在 本通定目 陸番 3-6				
点番	旧Y座標値	旧Y座標値	新X座標値	新Y座標値
49B-16			-129463.908	-29357.586
49B-46			-129463.667	-29359.290
49B-48			-129453.767	-29357.877
49B-47			-129454.008	-29356.182

所在	本道五丁目
延番	3-7
登記地目	宅地
登記面積	220.92m ²
計算面積	220.9263765m ²

所在 本区五区 地号 3-7				
点号	旧X座座值	旧Y座座值	新X座座值	新Y座座值
49B-46			-129463.667	-29359.290
49B-17			-129462.724	-29365.924
49B-38			-129434.724	-29361.938
49B-37			-129435.695	-29355.141
49B-36			-129435.915	-29353.599
49B-35			-129439.017	-29354.043
49B-47			-129454.008	-29356.182
49B-48			-129453.767	-29357.877

基準位置号	旧X座標値	旧Y座標値	新X座標値	新Y座標値
T-122			-129463.501	-29363.865
T-124			-129441.392	-29331.548



世界測地系

土地区画整理事業の成果と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

登記年月日：昭和42年3月1日

0109103

地 積 測 量 図

1/2

地 番 7868-2

土地の所在 島田市字町並
本通六丁目

昭和
42
年
3
月
1
日

作
製
年
月
日

作 製 者

島田市役所都市開発課

齊藤光男



申 請 人

島田市長森昌也

42.3.1

地 積 計 算 式

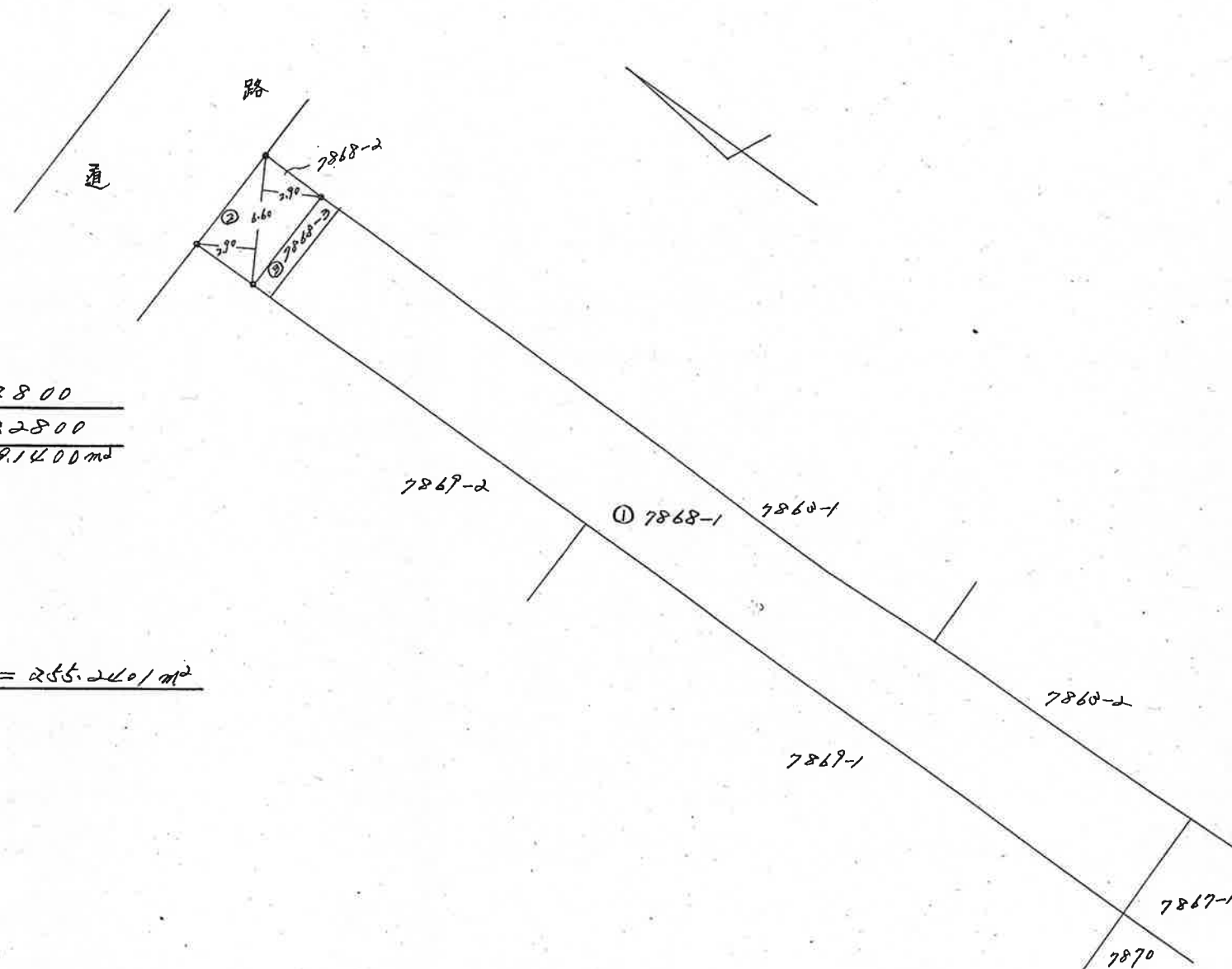
② 7868-2

$$\frac{6.60 \times (2.90 + 2.90)}{2} = 98.2800$$

$$\frac{98.2800}{1.91400 \text{ m}} = 51.3485 \text{ m}$$

① 7868-1

$$\frac{274.0801 \text{ m}^2}{1.91400 \text{ m}} = 143.2401 \text{ m}$$



縮 尺

1/1000

登記年月日：昭和42年3月1日

0109104 8018010
地 積 測 量 図

2/2

地 番 7868-2

土地の所在 島田市 宇 町 並

本通六丁目

地 積 計 算 式

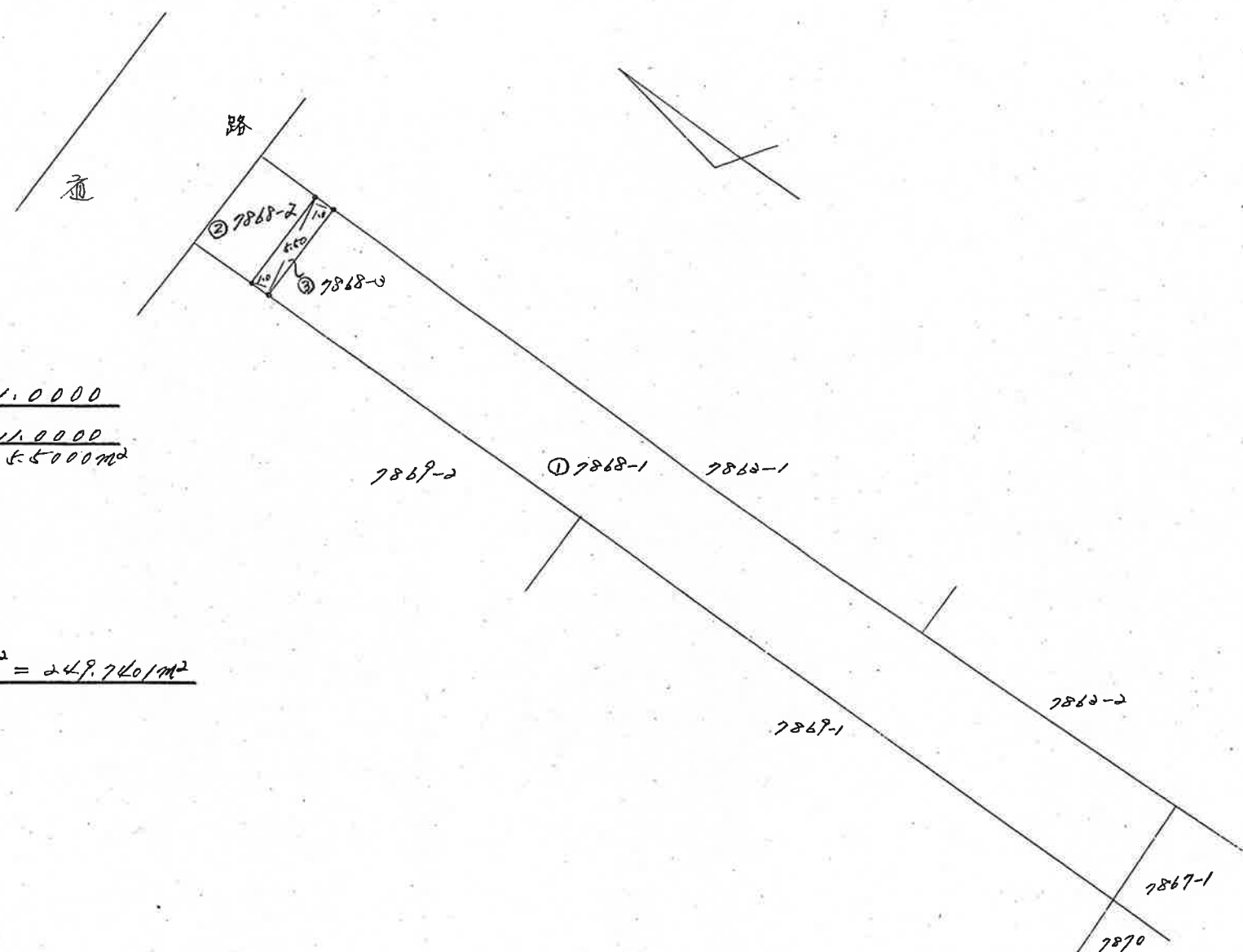
③ 7868-3

$$5.57 \times (1.00 + 1.00) = 11.0000$$

$$\frac{1}{2} \quad \frac{11.0000}{5.5000m^2}$$

① 7868-1

$$255.2407m^2 - 5.5000m^2 = 249.7407m^2$$



昭和
42
年
3
月
1
日

作
製
年
月
日

作 製 者

島田市役所 都市開発課
齊藤光男



申 請 人

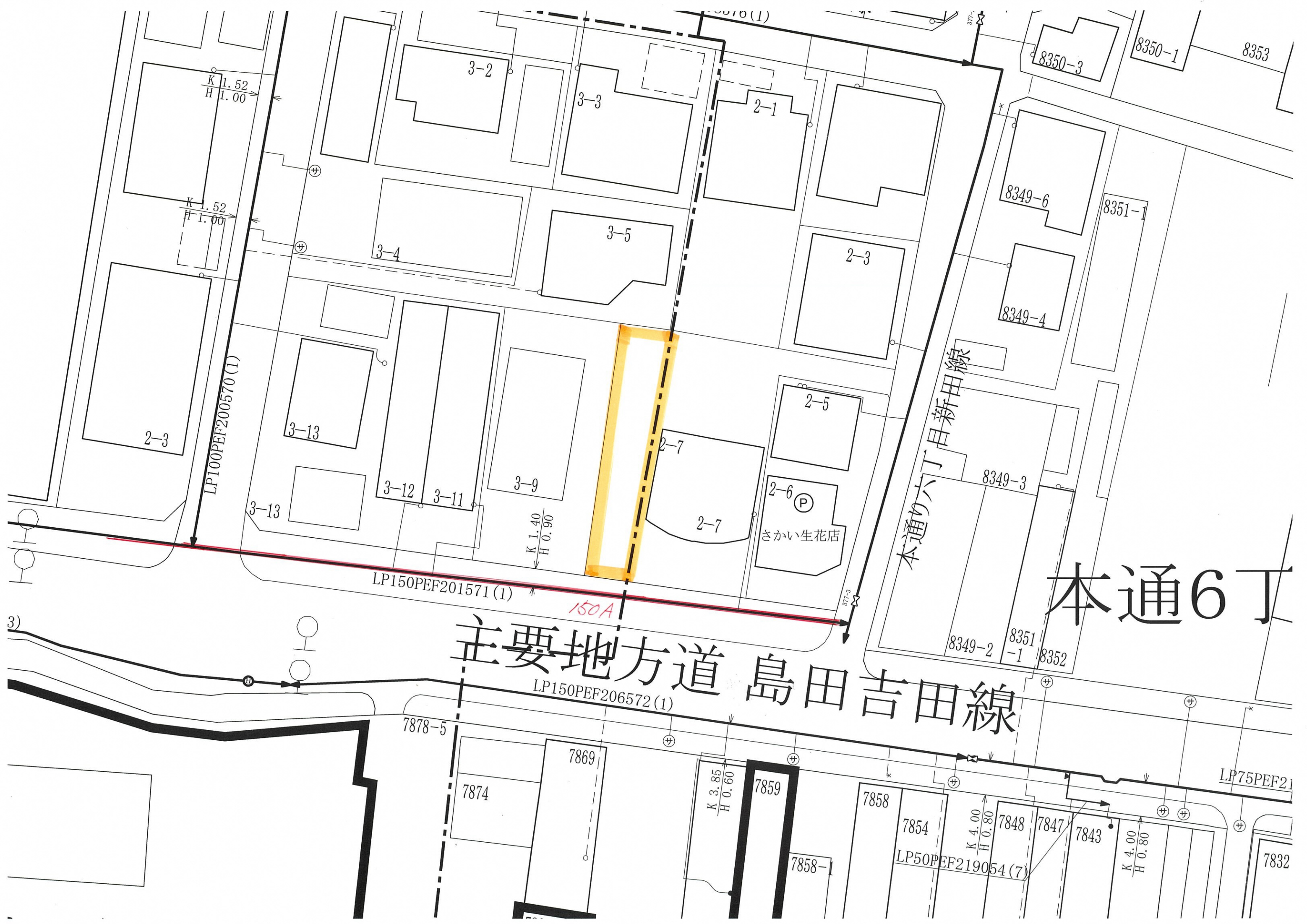
島田市長 森 昌



縮 尺

1
1000

42.3.1



本通6丁目

主要地方道 島田吉田線

7859

7858

7854

7848

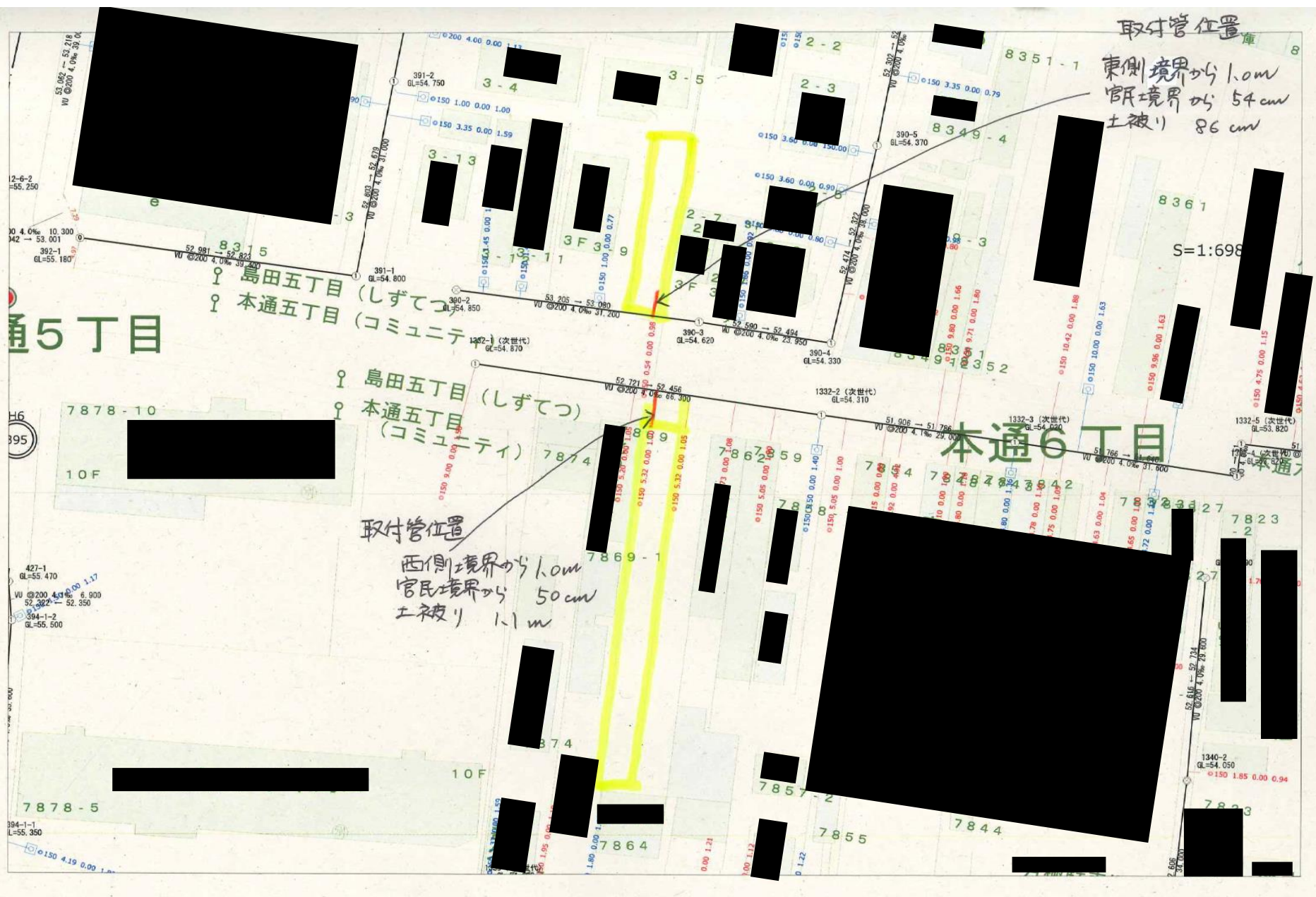
7847

7843

7832



この写しは、資料を基に作成した参考図であるため、現地と違う場合があります。



取付管位置
東側境界から 1.0m
官民境界から 54cm
土被り 86cm

取付管位置
西側境界から 1.0m
官民境界から 50cm
土被り 1.1m

S=1:698

公共ます設置位置確認書

平成13年 9月 日

島田市長 桜井 勝郎 様

家 屋地 所上 有権 者者	住所 氏名 電話番号 () -	印
土 地 所 有 者	住所 島田中央町1番の1 島田中央第三地区土地区画整理事業 氏名 代表者 島田市長 桜井 勝郎 電話番号 () -	印
居 住 者	氏名 電話番号 () -	印

次のとおり島田市公共下水道ます設置取扱規程第5条の規程により、公共ますを設置することを確認いたします。

49街区-11(未指定地)

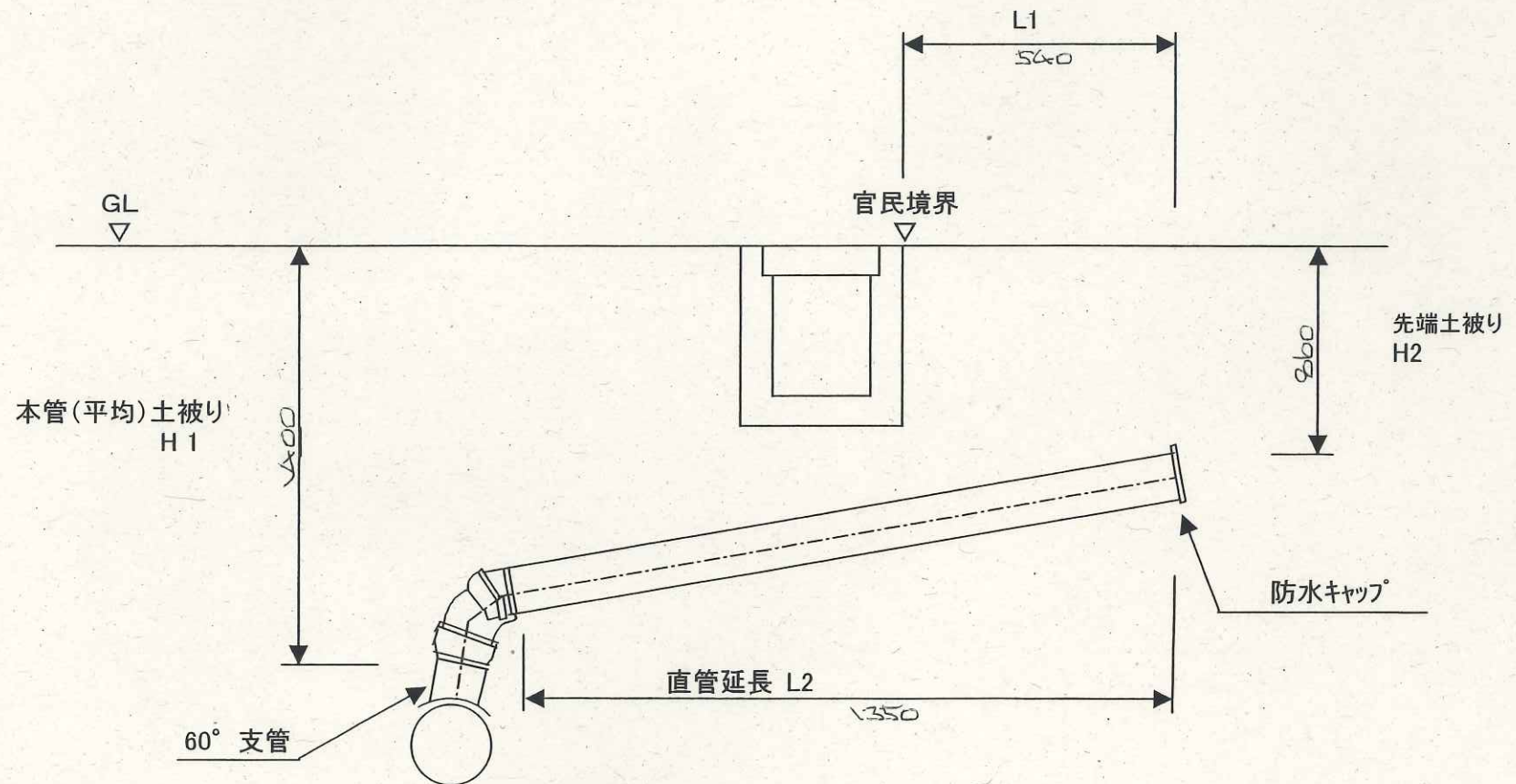
場 所	島田中央第三地区土地区画整理事業区域内49街区-11
位 置 略 図	
井戸の有無	☐ 有 ☒ 無

(注)

- 1 位置略図の欄は、取付管は で、公共ますは◎の記号で記入してください。
- 2 公共ます及び取付管を設置後、都合により位置を変更する場合は、その申請者が費用の全額を負担することになります。
- 3 井戸の有無の欄は該当する□にレ印を付けてください。

仮確認番号 (11004)	取付管No 台帳入力	済
	取付管No 地籍簿入力	

標準断面図



取付管No. 2940106

公共ます及び取付管設置位置確認書

④

平成30年5月18日

島田市長 染谷 絹代

家屋所有者 地上権者	住所	
	氏名	
	電話番号	() -
土地所有者	住所	島田市中心1番の1
	氏名	島田市長 染谷 絹代 (通称名)
	電話番号	(0547) 37-5111 (代表)
居住者	氏名	
	電話番号	() -

次のとおり島田市公共下水道ます設置取扱規程第5条の規程により、公共ますを設置することを確認します。

場 所	島田市 本通六丁目 7868番	
位置略図		
建物の有無	☐ 有	☐ 住宅 ☐ 店舗 ☐ 店舗併用住宅 ☐ 集合住宅 ☐ その他()
	☒ 無	☐ 農地 ☐ 駐車場 ☒ その他 (宅地)
便所形態	☐ 浄化槽 (☐ 単独 ☐ 合併) ☐ くみ取り ☒ 無	
井戸の有無	☐ 有 ☒ 無	

(注)

- 位置略図の欄は、取付管は↑で、公共ますは◎の記号で記入してください。
- 公共ます及び取付管設置後、都合により位置を変更する場合は、その申請者が費用の全額を負担することになります。
- 「建物の有無」「便所形態」「井戸の有無」の欄は該当する□にレ印を付けてください。



島田市

① 取付け方向 右

② 管番号 本通六丁目 ④

③ マンホール区間延長 66.30 m

1332-1 ~ 1332-2

④ 本管平均土被り 1.79 m

⑤ 西側境界から 1.00 m

取 付 管 工

断 面 図

